ひと，くらし，みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山 梨 労 働 局 発 表
令 和 2 年 8 月 4 日

【 照 会 先 】
山梨労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 林 未央
室長補佐 有泉 公恵
労働紛争調整官 林 俊作
電話 055－225－2851

令和元年度の個別労働紛争解決制度施行状況及び雇用均等関係法令施行状況について

山梨労働局（局長 藤本達夫）は令和元年度の以下の施行状況を取りまとめた。

1 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、甲府・都留・鰍沢の各労働基準監督署及び山梨労働局内の４カ所に設置した総合労働相談コーナーでの施行状況（資料 NO. １）

2 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法における施行状況（資料 NO. ２）

1 令和元年度の個別労働紛争解決制度施行状況

【ポイント】

○ 総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせん申請件数はいずれも前年度より増加。

・総合労働相談	6，629 件	（前年度比 6.1%増）
うち民事上の個別労働紛争の相談	1，784 件	（ 同 5.4%増）
・助言・指導申出受付	59 件	（ 同 22.9%増）
・あっせん申請受理	28 件	（ 同 86.7%増）

○ 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）を見ると、**「いじめ・嫌がらせ」が 605 件（24.6%（前年度比 5.5%減））で最も多く、次いで、休業やシフト等に関する「その他労働条件」が 382 件（15.5%（前年度比 17.5%増））**であった。

２ 令和元年度の雇用均等関係法令の相談、指導等の状況

【ポイント】

○ 令和元年度の相談件数は 461 件。

○ 男女雇用機会均等法に関する相談では、「**セクシュアルハラスメント」に関するものが 74 件（51.7%）で最も多く**、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関するものが 28 件（19.6%）であった。

○ 育児・介護休業法に関する相談では、育児関係では、「育児休業」に関する相談が 102 件（48.8%）と最も多いが、「子の看護休暇」、「介護休暇」、「育児・介護のための勤務時間短縮等の措置」など、休業以外の相談も多い。介護関係では、「介護休業」に関する相談 33 件（52.4%）が最も多い。

○ 行政指導を行った件数は 711 件であり、法令ごとには次のとおり。

・男女雇用機会均等法における指導では、「妊娠・出産等に関するハラスメント」が 83 件(44.6%)と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント」が 67 件（36.0%）となっている。

・育児・介護休業法における指導では、「育児休業等に関するハラスメント防止措置」が 85 件（育児休業関係のうち 44.7%）と最も多い。

・パートタイム労働法における指導では、「通常労働者への転換」が 46 件（51.7%）と最も多い。

【添付資料】

資料 NO.1　令和元年度山梨県内における個別労働紛争解決制度施行状況

資料 NO.2　令和元年度山梨県内における雇用均等行政関係法令施行状況

資料 NO.1

令和元年度山梨県内における個別労働紛争解決制度施行状況

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度の施行状況は以下のとおり。カッコ書きの数字は平成30年度の数字である。

1 総合労働相談コーナー（県内4箇所）で受け付けた相談状況（別添1）

（1）山梨労働局においては、当局内のほか、甲府、都留及び鰍沢労働基準監督署内の県内計４箇所に、あらゆる労働問題にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。同コーナー利用者による令和元年度の総合労働相談件数は６，６２９件（６，２４６件）であり、前年度比で６．１％増加した。

総合労働相談コーナー利用者による相談６，６２９件のうち、労働者からの相談の割合は、５７．０％（６１．３％）、使用者からの相談の割合は、２７．９％（２４．７％）であった。

（2）総合労働相談コーナー利用者による相談６，６２９件のうち、いじめ・嫌がらせ、労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」に係る相談件数は１，７８４件（１，６９２件）であり、前年度比で５．４％増加した。

2 民事上の個別労働紛争の相談状況（別添1）

（1）民事上の個別労働紛争の相談１，７８４件のうち、労働者からの相談の割合は８２．３％（８２．３％）、使用者からの相談の割合は８．７％（７．９％）であった。

また、個別労働紛争に係る労働者の就労形態の内訳を見ると、正社員が２９．４％（３１．９％）と最も多く、次いでパート・アルバイトが２０．３％（１５．７％）、期間契約社員が８．６％（１１．６％）の順であった（図表１）。

図表１　労働者の就労形態の内訳

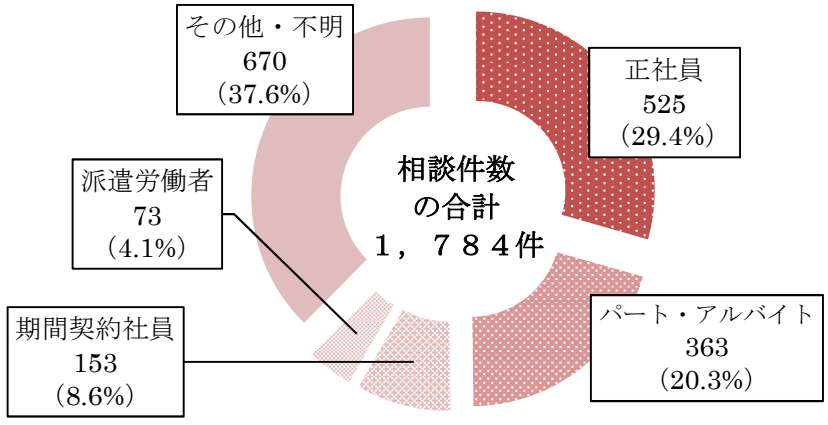

※（　）内は労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は四捨五入による端数処理の関係で１００％にならないことがある。

（２）民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）を見ると、
①いじめ・嫌がらせ　２４．６％（２７．３％）
②その他の労働条件　１５．５％（１３．９％）
③自己都合退職　　１３．４％（１３．３％）
④解雇・雇止め　　９．９％（１０．７％）
に関するものが上位を占めている。なお、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は平成２３年度以降９年連続で第１位となっている。（図表２）、（図表３）

図表２　民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数

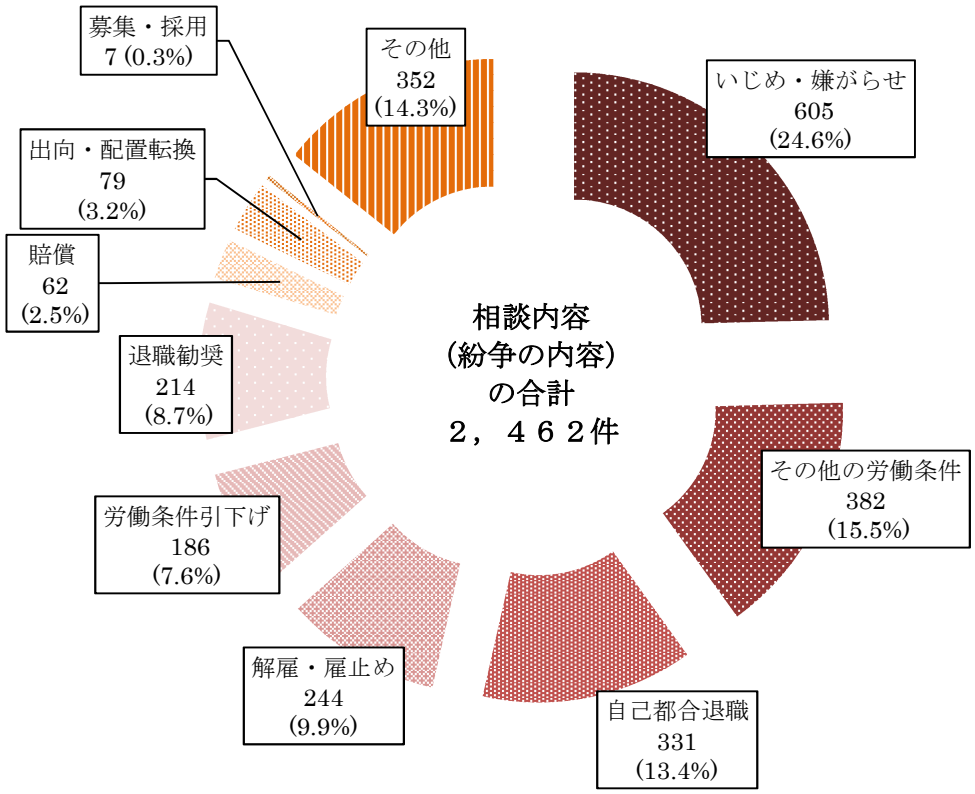

※（　）内は相談内容（紛争の内容）の全体に占める割合。合計値は四捨五入による端数処理の関係で１００％にならないことがある。

※１人の相談者から複数の紛争にまたがって相談を受けているので、個別労働紛争に係る相談件数（１，７８４件）と、紛争の内容の合計件数（２，４６２件）は一致しない。

図表３　民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数推移（６年間）

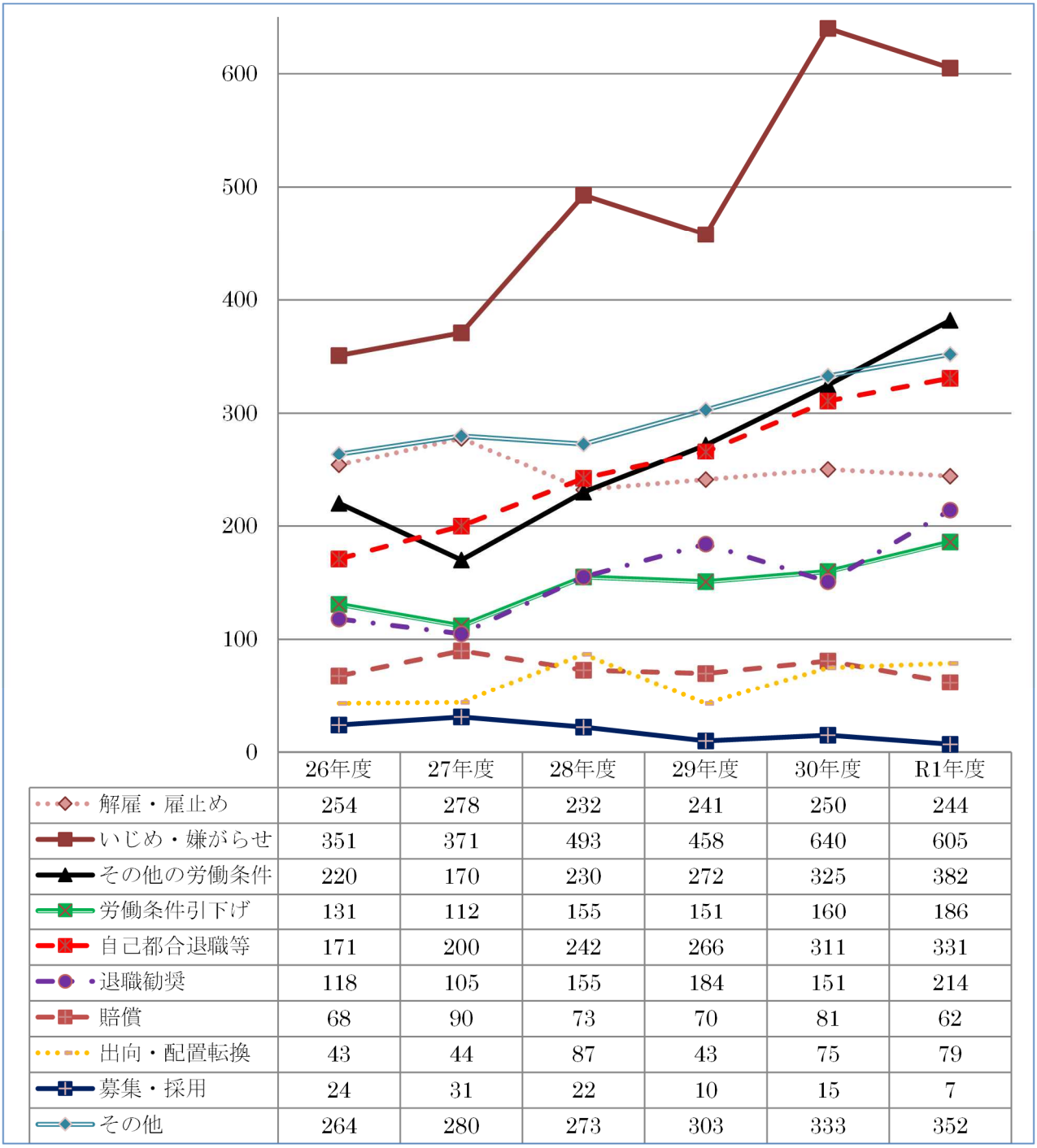

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
解雇・雇止め	254	278	232	241	250	244
いじめ・嫌がらせ	351	371	493	458	640	605
その他の労働条件	220	170	230	272	325	382
労働条件引下げ	131	112	155	151	160	186
自己都合退職等	171	200	242	266	311	331
退職勧奨	118	105	155	184	151	214
賠償	68	90	73	70	81	62
出向・配置転換	43	44	87	43	75	79
募集・採用	24	31	22	10	15	7
その他	264	280	273	303	333	352

３ 労働局長による助言・指導の状況（別添2の1）

（１）助言・指導の申出件数は５９件（４８件）であり、前年度比で２２．９％増加した。

申出５９件のうち労働者からのものが５９件、使用者からのものが０件であり、就労状況別では、正社員の割合が３７．３％（５２．１％）と最も多く、次いで、パート・アルバイト３０．５％（１４．６％）期間契約社員２２．０％（２２．９％）の順であった。

また、紛争の内容としては、その他の労働条件１７件（１３件）が最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせ１５件（１５件）、雇止め６件（４件）・自己都合退職６件（４件）、

解雇５件（４件）、出向・配置転換４件（２件）、労働条件引き下げ４件（３件）等の順であった。

（２）助言・指導の実施状況は、申出のあった５９件全数の手続きを終了しており、このうち４０件が解決(注:一部解決含む)している。

４ 紛争調整委員会によるあっせんの状況（別添2の2）

（１）あっせんの申請件数は２８件（１５件）で、前年度比で８６．７％増加した。

あっせん申請２８件は全て労働者からのものであり、就労状況別では、正社員の割合が５０．０％（３３．３％）と最も多く、次いでパート・アルバイト２８．６％（２６．７）、期間契約社員が１４．３％（２６．７％）の順であった。

紛争の内容としては、いじめ・嫌がらせ１３件（６件）が最も多く、次いで解雇１０件（１件）等となっている。

（２）あっせんの申請がなされた場合、紛争当事者の双方が参加した場合にはあっせんが開催され、合意又は不調の場合打切りとなる。紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあっせんは打切りとなる。

令和元年度においては、２１件の事案の手続きを終了しており、このうち紛争当事者の双方があっせんに参加したものは１１件（参加率５２．４％）であった。

また、当事者間の合意が成立した事案は４件であった。年度内にあっせん手続きを終了した２１件から見た合意率は１９．０％、紛争当事者の双方があっせんに参加した１１件から見た合意率は３６．４％であった。（図表４）

図表４　あっせん参加率・合意率の推移（６年間）

あっせん参加率（注：3月末時点で処理が終了した件数をもとに算出）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
①手続き終了件数	22	21	15	21	28	15	21
②参加件数	13	15	8	10	18	9	11
③参加率（②／①）	59.1%	71.4%	53.3%	47.6%	64.3%	60.0%	52.4%

合意率（注：3月末時点で処理が終了した件数をもとに算出）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
④合意件数	8	9	6	6	9	4	4
⑤合意率（a）（④/①）	36.4%	42.9%	40.0%	28.6%	32.1%	26.7%	19.0%
⑥合意率（b）（④/②）	61.5%	60.0%	75.0%	60.0%	50.0%	44.4%	36.4%

５ 施行状況の推移

（１） 総合労働相談コーナーで受け付けた総合労働相談件数、個別労働紛争相談件数、助言・指導の申出受付件数、あっせん申請の受付件数の過去６年間の推移は図表５のとおり。

図表５　過去６年間の利用状況の推移

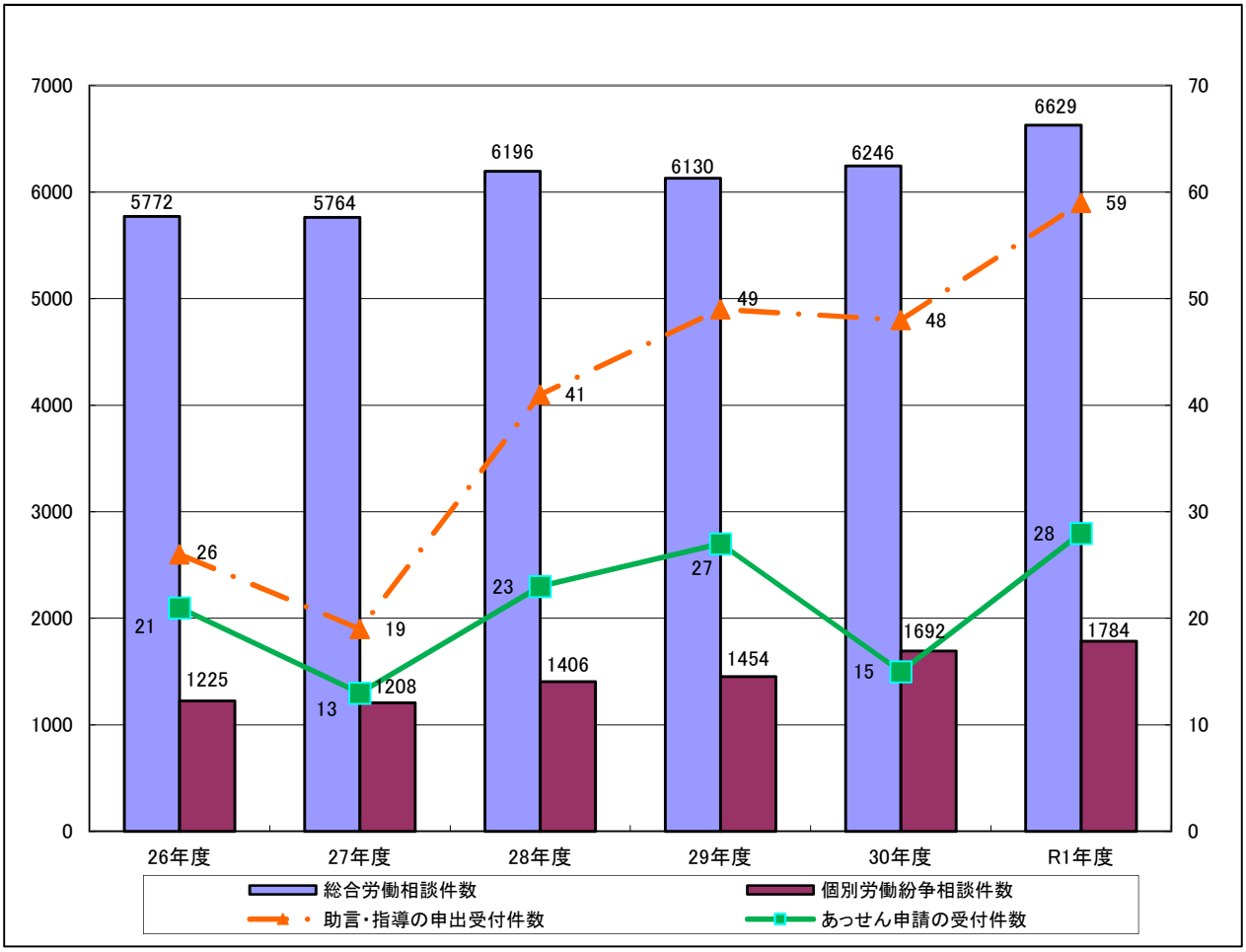

（２）過去６年間の総合労働相談件数は、多少の増減はあるものの５，７００～６，６００件台で推移している。なお、平成２８年度の増加については、同年度から、都道府県労働局の組織再編に伴い、従前計上していなかった男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等に関する相談についても一体的に労働相談として計上することとなったことも要因となっている。

（３）労働局長による助言・指導申出受付件数は、平成２７年度までは概ね減少傾向にあったが、平成２８年度以降増加傾向にあり、あっせん申請受理件数は増減を繰り返している。

６　制度利用の促進

個別労働紛争解決制度は、平成１３年１０月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づくものであり、法施行から１８年余りが経過したが、人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化を反映し、県内４箇所の総合労働相談コーナーには、労働問題に関する相談が若干の増減はあるものの依然として多く寄せられている。

個別労働紛争は、紛争当事者が早期に、かつ誠意を持って自主的に解決を図ることが望ましいが、それらが困難な場合の円満な解決のための行政サービスとして、労使がよ

り簡易・迅速に個別労働紛争を解決できるよう、山梨労働局では今後とも本制度の一層の周知及び円滑な実施に努めていくこととしている。（別添３）

（参考）

１　個別労働紛争解決制度について

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加しており、これら個別労働関係紛争の最終的解決手段としては裁判制度があるが、裁判には多くの時間と費用がかかるのが実態である。また、労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、職場の労使慣行等を踏まえることも重要である。

このため、労働問題への高い専門性を有する都道府県労働局において、無料で個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働関係紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行（平成１３年１０月１日）され、この法律に基づいて、次の制度が用意されている。

①労働問題に関する情報提供・相談
②労働局長による助言・指導
③紛争調整委員会によるあっせん

２　助言・指導とは

労働局長が紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に解決することを促進する制度である。

３　あっせんとは

民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争調整委員会にあっせんを委任し、あっせん委員（弁護士等の学識経験者）が双方の主張の要点を確かめ、具体的な解決案を示すなどにより和解を促す制度である。

あっせんの特徴としては、簡易（申請書の提出のみで足りること）、迅速（原則１回のあっせんで結論が出されること）、無料等が挙げられる。

☆　山梨労働局管内の総合労働相談コーナー（４箇所）の所在地等　☆

①山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室
甲府市丸の内１－１－１１　（TEL）０５５－２２５－２８５１

②甲府総合労働相談コーナー

甲府労働基準監督署
甲府市下飯田２－５－５１　（TEL）０５５－２２４－５６２０

③都留総合労働相談コーナー

都留労働基準監督署
都留市四日市場２３－２　（TEL）０５５４－４３－２１９５

④鰍沢総合労働相談コーナー

鰍沢労働基準監督署
南巨摩郡富士川町鰍沢６５５－５０　（TEL）０５５６－２２－３１８１

別添1

労 働 相 談 の 状 況

平成31年4月1日～令和2年3月31日　　山梨労働局

1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談			6,629 件	（ 6,246 ）件				
相談者の種類								
労働者	3,778 件	（ 3,830 ）件	使用者	1,851 件	（ 1,541 ）件	その他	1,000 件	（ 875 ）件
2 1のうち民事上の個別労働紛争に係る相談件数			1,784 件	（ 1,692 ）件				
①相談者の種類								
労働者	1,468 件	（ 1,393 ）件	使用者	155 件	（ 133 ）件	その他	161 件	（ 166 ）件
②労働者の就労状況								
正社員	525 件	（ 540 ）件	パート・アルバイト	363 件	（ 265 ）件	派遣労働者	73 件	（ 86 ）件
期間契約社員	153 件	（ 196 ）件	その他・不明	670 件	（ 605 ）件			
③紛争の内容	2,462 件	（ 2,341 ）件						
解雇	190 件	（ 170 ）件						
〔普通解雇	152 件	（ 135 ）件	整理解雇	20 件	（ 10 ）件	懲戒解雇	18 件	（ 25 ）件〕
労働条件の引下げ	186 件	（ 160 ）件						
〔賃金引下げ	84 件	（ 83 ）件	退職金引下げ	3 件	（ 2 ）件	その他の引下げ	99 件	（ 75 ）件〕
出向・配置転換	79 件	（ 75 ）件	退職勧奨	214 件	（ 151 ）件	懲戒処分	28 件	（ 34 ）件
採用内定取消	6 件	（ 11 ）件	雇止め	54 件	（ 80 ）件	昇給、昇格	5 件	（ 4 ）件
自己都合退職	331 件	（ 311 ）件	その他の労働条件	382 件	（ 325 ）件	募集・採用	7 件	（ 15 ）件
定年・年齢差別	2 件	（ 6 ）件	雇用管理改善等	4 件	（ 10 ）件	労働契約の承継	3 件	（ 2 ）件
いじめ、嫌がらせ	605 件	（ 640 ）件	教育訓練	0 件	（ 1 ）件	人事評価	16 件	（ 11 ）件
賠償	62 件	（ 81 ）件	その他	288 件	（ 254 ）件			

（注）1　（ ）内は前年同期
　　2　1人の相談者が、複数の相談をする場合があるので、相談件数と紛争の内容の件数とは必ずしも一致しない。

別添2

個別労働紛争解決制度の運用状況

（助言・指導、あっせん実施状況）

平成31年4月1日～令和2年3月31日　　山梨労働局

1 労働局長による助言・指導の件数

(1)助言・指導の申出件数　59 件　(48) 件

紛争の内容	63 件	(51) 件						
解　雇	5 件	(4) 件						
〔 普通解雇	3 件	(3) 件	整理解雇	2 件	(1) 件	懲戒解雇	0 件	(0) 件 〕
労働条件の引下げ	4 件	(3) 件						
〔賃金引下げ	1 件	(1) 件	退職金引下げ	0 件	(0) 件	その他の引下げ	3 件	(2) 件 〕
出向・配置転換	4 件	(2) 件	退職勧奨	1 件	(4) 件	懲戒処分	2 件	(1) 件
採用内定取消	1 件	(0) 件	雇止め	6 件	(4) 件	昇給、昇格	0 件	(0) 件
自己都合退職	6 件	(4) 件	その他の労働条件	17 件	(13) 件	募集・採用	0 件	(0) 件
定年・年齢差別	0 件	(0) 件	雇用管理改善等	0 件	(0) 件	労働契約の承継	0 件	(0) 件
いじめ・嫌がらせ	15 件	(15) 件	教育訓練	0 件	(0) 件	人事評価	0 件	(0) 件
賠償	0 件	(1) 件	その他	2 件	(0) 件			

(2)助言・指導の手続を終了した件数　59 件　(48) 件

終了の区分								
助言を実施	59 件	(48) 件						
〔 解決・一部解決	40 件	(33) 件	未解決	19 件	(15) 件 〕			
取下げ	0 件	(0) 件	制度対象外	0 件	(0) 件	打切り	0 件	(0) 件

2 紛争調整委員会によるあっせん

(1)あっせん申請件数　28 件　(15) 件

紛争の内容	30 件	(15) 件						
解　雇	10 件	(1) 件						
〔 普通解雇	1 件	(1) 件	整理解雇	8 件	(0) 件	懲戒解雇	1 件	(0) 件 〕
労働条件の引下げ	0 件	(0) 件						
〔賃金引下げ	0 件	(0) 件	退職金引下げ	0 件	(0) 件	その他の引下げ	0 件	(0) 件 〕
在籍出向・配置転換	1 件	(0) 件	退職勧奨	1 件	(0) 件	懲戒処分	1 件	(0) 件
採用内定取消	1 件	(1) 件	雇止め	3 件	(3) 件	昇給、昇格	0 件	(0) 件
自己都合退職	0 件	(0) 件	その他の労働条件	0 件	(1) 件	定年・年齢差別	0 件	(0) 件
雇用管理改善等	0 件	(0) 件	労働契約の承継	0 件	(0) 件	いじめ・嫌がらせ	13 件	(6) 件
教育訓練	0 件	(0) 件	人事評価	0 件	(1) 件	賠償	0 件	(1) 件
その他	0 件	(1) 件						

(2)あっせんの手続きを終了した件数　21 件　(15) 件

終了の区分							
当事者間の合意の成立	4 件	(4)件					
		〔 あっせんによる合意	3 件	(3)件	あっせんによらない合意	1 件	(1)件 〕
打切り	15 件	(11)件					
		〔 あっせん不参加	10 件	(6)件	あっせん合意せず	5 件	(5)件 〕
申請の取下げ	2 件	(0)件					
対象外事案	0 件	(0)件					

（注）１　（　）内は、前年同期
　　２　１人の申出・申請件数に、複数の紛争内容が含まれる場合があるので、申出・申請件数と紛争の内容の件数とは必ずしも一致しない。

別添3

個別労働紛争解決制度のスキーム

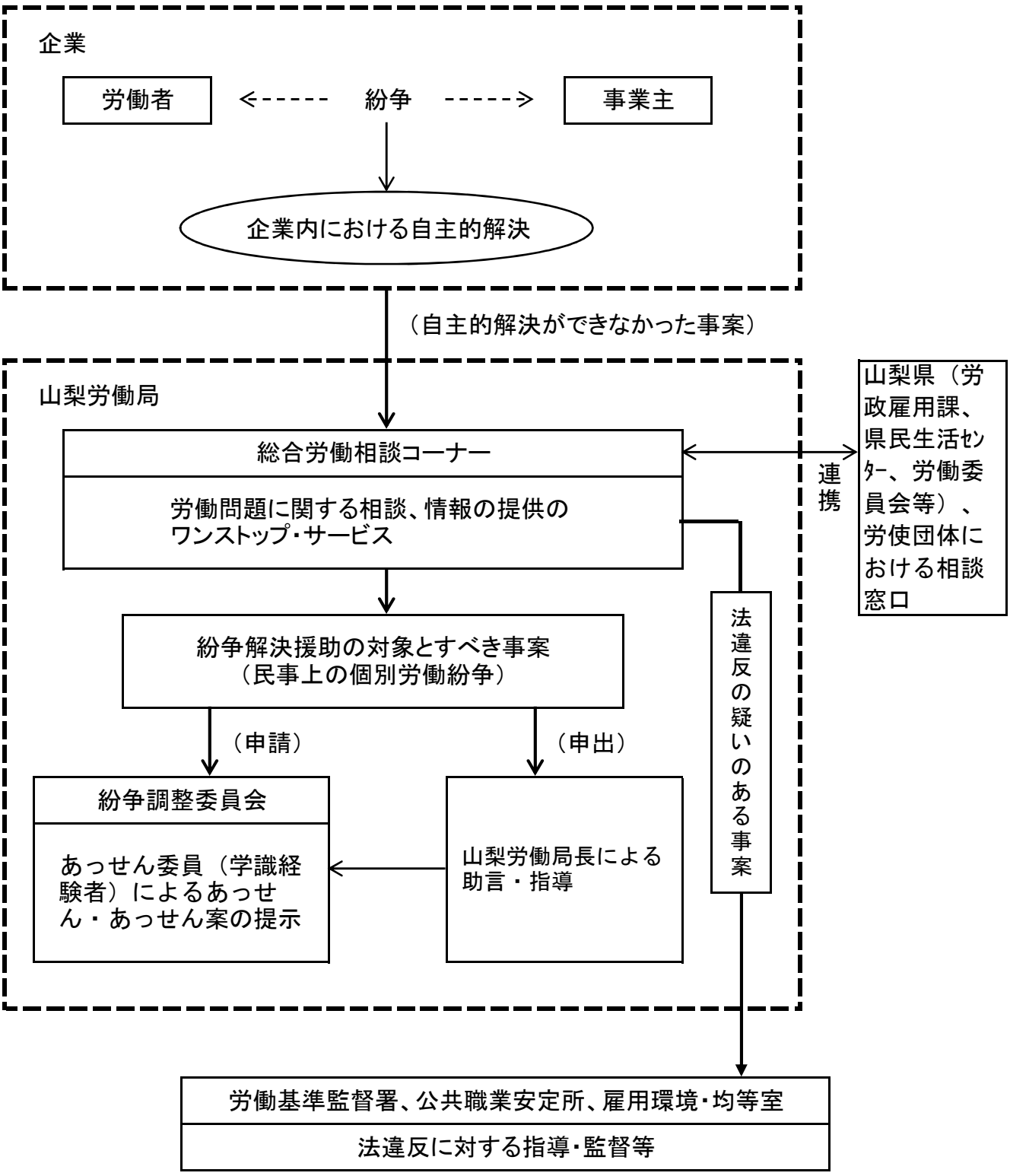

資料 NO.2

令和元年度山梨県内における雇用均等行政関係法令施行状況

～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ ～

1 雇用環境・均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

（1） 相談状況

令和元年度に山梨労働局雇用環境・均等室に寄せられた相談は 461 件である。男女雇用機会均等法に関する相談は 143 件、育児・介護休業法に関する相談は 277 件、パートタイム労働法に関する相談は 41 件であった。(図表1)

図表1 相談件数の推移

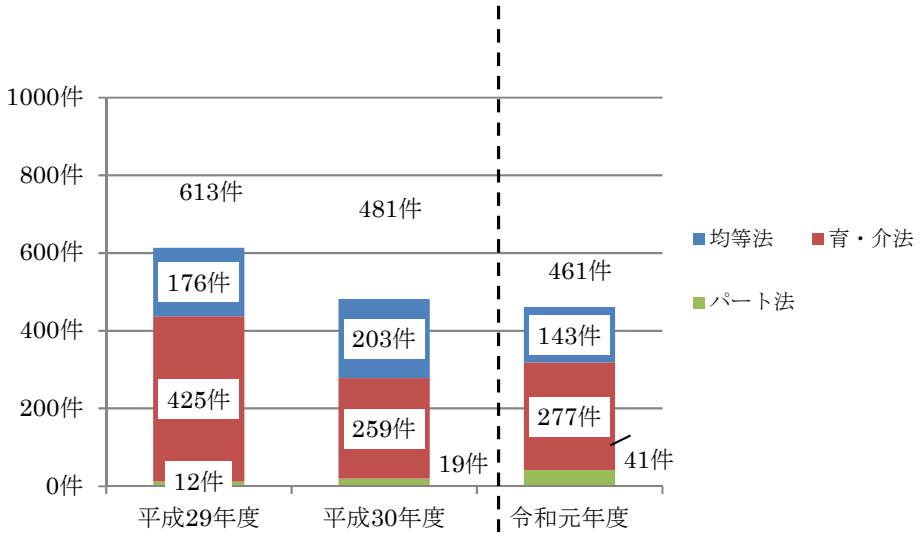

（2） 是正指導状況

雇用環境・均等室では、相談を端緒とするほか、法に沿った雇用管理状況の把握等を目的として、計画的に事業所訪問指導等を行っている。

令和元年度は延べ 711 件の行政指導を行った。内訳は、育児・介護休業法に関するものが 436 件(61．3%)と最も多く、男女雇用機会均等法に関するものが 186 件(26．2%)、パートタイム労働法に関するものが 89 件(12．5%)であった。

（3） 紛争解決援助の状況

紛争の解決援助の申立て(労働局長による援助及び調停)は5件(前年度6件)であった。

2 男女雇用機会均等法の施行状況

（1） 相談状況

相談件数は 143 件であった。内訳をみると、「セクシュアルハラスメント」に関するものが 74 件で全体の 51．7%を占め、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」等が 28 件(19．6%)となっている。(図表2)

図表2　男女雇用機会均等法相談内容の内訳

相　談　内　容	件数	構成比
性差別（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等）	13 件	9.1%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	28 件	19.6%
セクシュアルハラスメント	74 件	51.7%
妊娠・出産等に関するハラスメント	11 件	7.7%
母性健康管理措置	16 件	11.2%
その他（募集採用）	1 件	0.7%
合　　計	**143 件**	**100.0%**

（2） 指導状況

法第 29 条に基づき、133 事業場を対象に 186 件の助言を行った。内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント」が 83 件（44.6%）と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント」が 67 件（36.0%）となっている。（図表3）

図表3　男女雇用機会均等法指導内容の内訳

指　導　内　容	件数	構成比
募集・採用	0 件	0.0%
配置・昇進・降格・教育訓練等	1 件	0.5%
間接差別	0 件	0.0%
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0 件	0.0%
セクシュアルハラスメント	67 件	36.0%
妊娠・出産等に関するハラスメント	83 件	44.6%
母性健康管理措置	35 件	18.8%
その他	0 件	0.0%
合計	186 件	100.0%

（3） 紛争解決援助の状況

法第 17 条に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は2件（前年度2件）だった。申立内容は、「セクシュアルハラスメント」、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に係るものであった。法第 18 条に基づく調停の申請は 2 件（前年度 1 件）だった。申請内容は、「セクシュアルハラスメント」に係るものであった。

3 育児・介護休業法関係

（1） 相談状況

相談件数は 277 件である。内訳をみると、育児関係が 209 件(75.5%)、介護関係は 63 件(22.7%)等となっている。育児関係では「育児休業」が 102 件(48.8%)となっており、次いで、「育児休業以外(子の看護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が 49 件(23.4%)、「育児休業に係る不利益取扱い」が 33 件(15.8%)となっている。介護関係では、「介護休業」が 33 件(52. 4%)、次いで、「介護休業以外(介護休暇、所定労働時間の短縮措置等など)」が 23 件(36.5%)となっている。(図表4)

図表4 育児・介護休業法関係相談内容の内訳

相談内容		件数	構成比	
育児関係	育児休業	102 件	48.8%	
	育児休業以外 （子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）	49 件	23.4%	
	育児休業に係る不利益取扱い	33 件	15.8%	
	育児休業以外に係る不利益取扱い （子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、3歳までの所定労働時間短縮措置、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い）	14 件	6.7%	
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置	11 件	5.3%	
	小計	**209 件**	**100.0%**	**75.5%**
介護関係	介護休業	33 件	52.4%	
	介護休業以外 （介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）	23 件	36.5%	
	介護休業に係る不利益取扱い	3 件	4.8%	
	介護休業以外に係る不利益取扱い ［介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等(義務)、紛争解決援助又は調停申請に関する不利益取扱い］	0 件	0.0%	
	介護休業等に関するハラスメント防止措置	4 件	6.3%	
	小計	**63 件**	**100.0%**	**22.7%**
その他(再雇用制度等)		5 件		**1.8%**
合　　計		**277 件**		

（2） 指導状況

法第 56 条に基づき、127 事業所を対象に 436 件の助言を行った。

育児関係は 190 件で、内訳については、努力義務を除くと、「育児休業等に関するハラスメント防止措置」が 85 件(44.7%)、「育児休業制度」が 28 件(14.7%)と多くなっている。介護関係は 228 件で、内訳については、努力義務を除くと、「介護休業等に関するハラス

メント防止措置」が 85 件(37.3%)、「介護休業制度」が 40 件(17.5%)と多くなっている。(図表5)

図表5　育児・介護休業法指導内容の内訳

指　導　内　容		件数	構成比
育児関係	休業制度	28 件	14.7%
	子の看護休暇	7 件	3.7%
	所定外労働の制限	0 件	0.0%
	時間外労働の制限	3 件	1.6%
	深夜業の制限	1 件	0.5%
	3歳までの所定労働時間の短縮措置等(義務)	7 件	3.7%
	小学校就学までの所定労働時間の短縮措置等(努力義務)	59 件	31.1%
	休業等に関するハラスメント防止措置	85 件	44.7%
	休業期間等の通知	0 件	0.0%
	小計	**190 件**	**100.0%**
介護関係	休業制度	40 件	17.5%
	介護休暇	0 件	0.0%
	所定外労働の制限	0 件	0.0%
	時間外労働の制限	0 件	0.0%
	深夜業の制限	1 件	0.4%
	所定労働時間の短縮措置等(義務)	29 件	12.7%
	所定労働時間の短縮措置等(努力義務)	73 件	32.0%
	休業等に関するハラスメント防止措置	85 件	37.3%
	休業期間等の通知	0 件	0.0%
	小計	**228 件**	**100.0%**
職業家庭両立推進者		**18 件**	
合　　計		**436 件**	

(3)　紛争解決援助の状況

法第 52 条の 4 に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は 1 件(前年度 3 件)だった。申立内容は、「育児休業に係る不利益取扱」であった。法第 52 条の 5 に基づく調停の申請は 0 件(前年度0件)だった。

4 パートタイム労働法関係

（1） 相談状況

相談件数は41件で、内訳をみると、均等・均衡待遇関係に関する相談が37件（90.2%）、その他が 4 件（9.8%）となっている。（図表6）

図表6 パートタイム労働法関係相談内容の内訳

相 談 内 容	件数	構成比
均等・均衡待遇関係 （短時間労働者の待遇の原則、差別的取扱いの禁止、賃金の均衡待遇、教育訓練、福利厚生施設）	37 件	90.2%
体制整備 （労働条件の文書交付等、就業規則の作成手続、措置・待遇に関する説明、相談のための体制整備、短時間雇用管理者の選任）	0 件	0.0%
正社員転換	0 件	0.0%
その他（企業希望等）	4 件	9.8%
合 計	**41 件**	**100.0%**

（2） 指導状況

法第 18 条に基づき、114 事業所を対象に 89 件の助言を行った。

内訳は、「通常労働者への転換」が 46 件（51.7%）で最も多く、次いで「労働条件の文書交付等」が 21 件（23.6%）となっている。（図表7）

図表7 パートタイム労働法指導内容の内訳

指 導 内 容	件数	構成比
労働条件の文書交付等	21 件	23.6%
就業規則の作成手続	0 件	0.0%
差別的取扱いの禁止	0 件	0.0%
賃金	5 件	5.6%
教育訓練	6 件	6.7%
福利厚生施設	0 件	0.0%
通常の労働者への転換	46 件	51.7%
措置・待遇に関する説明	0 件	0.0%
相談体制の整備	11 件	12.4%
短時間雇用管理者	0 件	0.0%
その他（指針等）	0 件	0.0%
合 計	**89 件**	**100.0%**

（参考）

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく

紛争解決援助制度の概要

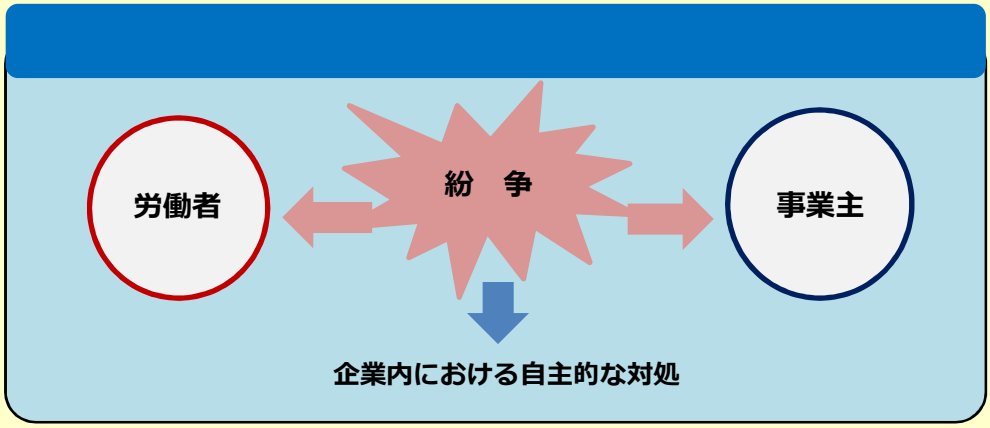

未解決

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

●男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働等に関する相談の受付
●男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

当事者の希望等に応じて

都道府県労働局長

都道府県労働局長による助言・指導・勧告

調停会議

調停会議による調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく行政指導